

開催年月日 令和元年9月9日（月）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 保健福祉部長 橋本 彰人
 健康安全局長 竹縄 維章
 がん対策等担当課長 東 幸彦

質問内容	答弁内容
<p>二 受動喫煙の防止に関する条例の基本的考え方について</p> <p>(一) 法及び東京都条例との違いについて</p> <p>東京都で受動喫煙防止条例が制定されまして、非常に注目を受けているようであります。健康増進法の規定よりも厳しい面があるようです。</p> <p>そこで本道の条例案ですけれども、東京都よりも後からできるということで、十分に参考にすべきだと思います。法律と東京都の条例、そして本道の条例案、この違いはどのようなところにありますか。明らかにしてください。</p> <p>いくつか違いがありますけれども、小規模な飲食店、100㎡以下のところでも東京都の場合は従業員を雇用している場合は、禁煙または分煙の措置が義務付けられているということでありました。この従業員の健康を守るという点では非常に有意義なことだと思います。</p> <p>しかし道は、事業者混乱が生じるとの意見があり、法に準拠するということでもありますから、混乱が実際に生じるとの意見があったということですが、実際に生じるかどうかは、東京都の推移を見ればわかることであり、混乱が、収集がつかないのであれば東京は実施しないんだろうと思いますよ。ですからそこをしっかりと見定めていくこと、従業員の健康を守るために厳しい基準を設けていくことというのが、私は必要だと思います。</p> <p>東京都の条例と比較されることもあると思います。厳しい条件をつけるべきであり、今、東京都の条例との違いについてご説明いただきましたけれども、改めて、必要な再検討はすべきであるということをお求めおきたいと思っております。</p>	<p>【がん対策等担当課長】</p> <p>東京都と道の条例との違いについてでございますが、法律上、屋内の全てで喫煙をすることができる客席部分の床面積が100㎡以下である既存の小規模飲食店であっても、東京都では、2020年4月からは従業員を雇用している場合、禁煙または分煙の措置が義務付けられておりますが、道におきましては、道が設置しました受動喫煙防止対策専門部会におきまして、改正法の認知が進む中で、条例で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、改正法に基づき既に分煙化等の取組を進めている事業者に混乱が生じるとの意見があったことから、法に準拠することとしているところでございます。</p> <p>また、道におきましては、事業者の責務のうち、法に規定する労働者のみならず、親族等の雇用関係にない者も含めた従業員等への受動喫煙防止対策を講じるとともに、他県の条例を参考にしつつ、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合の防止対策や第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合の通行量等の配慮などを努力義務として盛り込んでいくところでございます。</p> <p>さらに、法律上は、規定されていない禁煙の標識の掲示につきまして、東京都では、条例で飲食店での掲示を義務付けておりますが、道におきましては、禁煙に積極的に取り組む事業者に対し、これまでの事業など条例に基づく具体的な施策によって表示を促していくこととしているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) 加熱式たばこの取り扱いについて</p> <p>次に、加熱式のたばこの問題でありますけれども、健康にもたらす影響はどう認識されていますか。条例骨子案ではタバコと同じ扱いにするんですか。取り扱いについて伺います。</p> <p>(三) 各種学校の対応について</p> <p>次に各種学校での対応についてですけれども、保育園、幼稚園、小中高等学校について、屋外喫煙場所を設置しないということを努力義務としています。保育園以外の児童福祉施設、病院、小・中・高等学校以外の、各種学校と代わりに言いますが、そういう学校などの屋外喫煙場所の不設置、設置しないように、努力義務の対象とすべきだというふうに思いますけれども、どう対応されますか。</p> <p>保育所でなくても、その他の児童福祉施設でも、保育所に入出入りする子どもと同じように、乳幼児が出入りしている訳です。小・中・高等学校以外の学校においても、同じように子どもが出入りする場所であれば、その子どもや乳幼児に対する影響というのは、学校の法的位置付けがどうであれ、子どもを守ることを最優先にするという考え方を優先すべきだというふうに考えます。ですから、その他学校、病院等についてもですね、これは屋外喫煙場所を設置しないように努めると、同じような屋外喫煙場所については設置しないというふうに求めていくべきだというふうに私は考えます。そのように検討して頂きたいと思います。</p> <p>(四) 「努力義務」の実効性について</p> <p>病院や各種学校等について、保育所、幼稚園、小・中学校との扱いに差を付けるという理由はないはずですが。また、本道条例骨子案で「努力義務」とされているのは、どういう場所と条件ですか。「努力義務」とされているところについて、実効性の担保については、どう取り組むか伺います。</p>	<p>【がん対策等担当課長】</p> <p>加熱式たばこについてでございますが、国の検討会におきまして、加熱式たばこの主流煙に健康に影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要とされているところでございます。</p> <p>専門部会における議論におきましては、こうした国の考えや改正健康増進法において、加熱式たばこの専用喫煙室への20歳未満の方の入室を禁止するなど、子どもを受動喫煙から守るといった道の方向性と一致しておりますことから、条例において特段の規定は設けないこととしているところでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】</p> <p>学校等への対応についてでございますが、専門部会における議論におきまして、条例の理念として、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満の方などに特に配慮することとし、20歳未満の方が主に利用する施設である保育所、幼稚園、小・中・高校等については、屋外喫煙場所を設置しないよう努めることとしたところでございます。</p> <p>その他の学校や病院等につきましては、法に準拠し、原則敷地内禁煙としているところでありまして、道としましては、各施設の管理者が受動喫煙の防止に関して正しい知識を持ち、防止対策を講じるよう、説明会の開催やリーフレットを配布するなど、幅広い普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>【健康安全局長】</p> <p>条例における努力義務についてでございますが、道民の皆様、事業者及び関係団体の責務のほか、第一種施設のうち、学校等は屋外喫煙場所を設置しないこと、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合には受動喫煙防止対策を講じること、さらには、第二種施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合には、通行量等に配慮することなどを努力義務として盛り込んだところでございます。</p> <p>道といたしましては、条例に盛り込む関係団体への責務や基本的施策に基づき、これらの規定につい</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>努力義務について、それを実行しないのは、色々な条件があるんだろうと思いますけれども、しかしそれを乗り越えて行けるような、施設管理者に対する啓発、働きかけ、説得、そして何が隘路になって、その努力義務が実行できないのかということをよく聞き取って、それを乗り越えられるための支援というのを具体的に考えていって頂きたいというふうに思いますので、ご検討をお願いします。</p> <p>(五) 小規模飲食店での喫煙について 本道条例骨子案では、小規模飲食店での喫煙が選択可能とされています。 店主の意向で喫煙可能となった場合、従業員の健康の阻害要因となりますが、なぜ、喫煙可能とするんですか。</p> <p>(六) 小規模飲食店での今後の禁煙化について 小規模飲食店で、禁煙化を進めていくために、道として支援、働きかけを行なうべきではありませんか。</p> <p>私は小規模飲食店においても、禁煙化をすべきだと、条例に位置付けるべきだと考えています。しかし、それが直ちにできない場合においては、どうすれば小規模飲食店において、禁煙化が進められるのかということ、その事業者と一緒に考えていくと、そして何が条件になっているのかと、それをどういう支援で克服できるかということ、直接働きかけの中で、一緒に考えていくということをぜひ検討していただきたいと思います。</p>	<p>て、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、施策の具体的な展開方針や推進管理の方法などを検討し、関係団体等を通じた施設管理者への制度の周知や働きかけなどを行い、実効性の高い受動喫煙防止対策を進めてまいる考えでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】 小規模飲食店についてでございますが、改正健康増進法におきましては、既存の飲食店のうち、客席部分の床面積が100㎡以下であるなどの経営規模が小さい施設、いわゆる既存特定飲食提供施設は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置としまして、喫煙施設とすることも選択可能とされたところでございます。 しかしながら、専門部会における議論としまして、こうした事業所におきましても、従業員の受動喫煙を防止することが重要との考えから、未然に防止するための環境整備や従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努めることを事業者の責務として盛り込んだところでございます。</p> <p>【がん対策等担当課長】 既存特定飲食提供施設への対応についてでございますが、道では、これまで、多くの方が利用する施設において、禁煙や適切な分煙の取組が促進されるよう「おいしい空気の施設推進事業」を実施し、禁煙等を行う飲食店などを登録して、店舗で「おいしい空気」をPRできるステッカーの配布や道のホームページで施設の紹介を行ってきたところでございます。 道としましては、こうした事業により、飲食店における禁煙の取組を働きかけるとともに、条例において、事業者の責務として、受動喫煙を未然に防止するための環境整備や従業員等に受動喫煙を生じさせないよう努めることを盛り込み、飲食店における受動喫煙防止対策を推進してまいる考えでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(七) 青少年への禁煙教育と今後のがん対策、受動喫煙対策、禁煙化の強化について</p> <p>青少年を対象にした禁煙教育・啓発を強化すべきですけれども、どのような取り組みを検討していますか。</p> <p>がん対策全般の強化のための積極的な予算の増額など取り組み強化が求められています。受動喫煙の減少、禁煙の推進のためにどう取り組みを強化するか、伺います。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>受動喫煙防止などの対応についてでございますが、道では、これまで、小学生を対象といたしました喫煙防止講座や未成年者を対象とした禁煙相談の実施、さらには、成人喫煙率を低下させるため、健康影響の普及啓発や禁煙外来などを標榜する医療機関の紹介などを行ってきたところでございます。</p> <p>また、受動喫煙の防止に向けまして、事業所などに対する働きかけや「おいしい空気の施設」の登録などにも取り組んできたところでございます。本年度中の制定を目指す条例におきましては、道、道民の皆様、事業者及び関係団体がそれぞれの責務のもと、協働で受動喫煙ゼロを目指すこととしております。</p> <p>今後は、これまでの禁煙対策を進めつつ、条例に規定をいたします基本的な施策等に基づき、具体的な取組を着実に推進していくため、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、未来を担う子どもをはじめ、全ての道民の皆様がきれいな空気のもとで、快適に過ごすことができますよう、必要な予算の確保など、受動喫煙防止対策等の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>